

【自社株売買に係る社内ルール見直しの観点（例）】

- ・ ルールの対象者：

インサイダー情報を知得し得る者に適切に限定されているか

- ・ 売買可能期間（売買禁止期間）：

インサイダー情報が存在することが少ない時期の売買まで一律に制約されていないか

- ・ 対象となるインサイダー情報：

重要事実該当しない情報を知っている場合まで制約されていないか

- ・ 規制の態様：

インサイダー情報を知らない者の売買まで過度に制約されていないか

※ 望ましい社内管理体制が各上場会社において異なり、また、既に適切な社内ルールとなっている場合もあるものと承知しており、一律に社内ルールの見直しが必要であると考えるものではありません。